

(公印省略)

介護第0617004号  
令和2年6月17日

各 地域密着型通所介護事業所 管理者殿  
(介護予防)認知症対応型通所介護事業所

宇佐市介護保険課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第12報)における宇佐市の取扱いについて」の一部変更について(通知)

平素から、宇佐市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記の件につきまして、令和2年6月12日付け介護第0612002号にて、本市における取り扱いについて通知しましたが、令和2年6月15日に発出された「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第13報)」を受け、取り扱いの一部について、下記のとおり変更いたしますのでご確認ください。

記

変更前	<p><b>1 本市における取扱い</b></p> <p>(2) 利用者の同意について</p> <p>第12報により算定を行う場合は、<b>事前に利用者からの同意を書面で得てください。</b></p> <p>なお、6月サービス提供分については、月途中で同意を得た場合でも、当月サービス提供分について同意を得ることにより、同意日前の期間も含めた算定を可能とします。</p>
変更後	<p><b>1 本市における取扱い</b></p> <p>(2) 利用者の同意について</p> <p>第12報により算定を行う場合は、<b>事前に利用者からの同意を得てください。必ずしも書面(署名捺印)による同意確認を得る必要はありませんが、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残してください。</b></p> <p>なお、6月サービス提供分については、月途中で同意を得た場合でも、当月サービス提供分について同意を得ることにより、同意日前の期間も含めた算定を可能とします。</p>

担当:介護給付係

電話:0978-27-8149(直通)